

別紙様式 2

公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（公共工事）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		一般競争契約・指名競争契約の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合		応札者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人（特例社団法人又は特例財団法人を含む。）	特別な競争参加資格（※応札者の数が1の場合の記載事項）	備考
	名称	所在地		商号又は名称	住所					公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分				
動物検疫所畜舎外構改修その他工事 神奈川県横浜市磯子区原町11-1 4/14～7/31 【建築一式工事】	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房参事官（経理）菅原誠治	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成29年4月13日	株式会社八代産業 法人番号9020001010681	神奈川県横浜市西区浅間町4-350-2	一般競争契約	12,236,400	11,394,000	93.1%	-	-	2	0	-	-
平成29年度日本海西部地区及び隠岐海峡地区漁場整備現場技術業務 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1他 平成29年4月18日～平成30年3月30日 建設コンサルタント	支出負担行為担当官 水産庁長官 佐藤 一雄	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成29年4月17日	一般社団法人水産土木建設技術センター 法人番号7010005003065	東京都中央区築地二丁目14番5号サイエスタビル3階	簡易公募型指名競争契約（総合評価）	69,323,040	64,800,000	93.4%	-	-	2	0	-	-
平成29年度日本海西部地区及び隠岐海峡地区漁場整備発注補助業務 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1他 平成29年4月18日～平成30年3月30日 建設コンサルタント	支出負担行為担当官 水産庁長官 佐藤 一雄	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成29年4月17日	一般社団法人水産土木建設技術センター 法人番号7010005003065	東京都中央区築地二丁目14番5号サイエスタビル3階	簡易公募型指名競争契約（総合評価）	14,707,440	13,608,000	92.5%	-	-	2	0	-	-
平成29年度マウンド礁整備効果調査業務 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1他 平成29年4月20日～平成30年3月16日 建設コンサルタント	支出負担行為担当官 水産庁長官 佐藤 一雄	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成29年4月19日	一般財団法人漁港漁場漁村総合研究所 法人番号1010005000142	東京都千代田区岩本町3-4-6 トナカイタワーズビル9階	簡易公募型指名競争契約（総合評価）	28,521,720	28,080,000	98.4%	-	-	2	0	-	-
平成29年度日本海西部地区漁場整備環境生物等調査業務 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1他 平成29年4月20日～平成30年1月31日 建設コンサルタント	支出負担行為担当官 水産庁長官 佐藤 一雄	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成29年4月19日	一般財団法人漁港漁場漁村総合研究所 法人番号1010005000142	東京都千代田区岩本町3-4-6 トナカイタワーズビル9階	簡易公募型指名競争契約（総合評価）	54,546,480	52,920,000	97.0%	-	-	2	0	-	-

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		一般競争契約・指名競争契約の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合		応札者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人(特例社団法人又は特例財団法人を含む。)	特別な競争参加資格(※応札者の数が1の場合の記載事項)	備考
	名称	所在地		商号又は名称	住所					公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分				
平成29年度隠岐海峡地区マウンド礁ブロック投入工事 鳥取県境港市竹内団地地先、島根県(松江市美保関町森山、出雲市河下町地先、沖合の日本国排他的経済区域) 平成29年4月26日～平成29年10月13日 土木一式工事	支出負担行為担当官 水産庁長官 佐藤 一雄	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成29年4月25日	東洋建設株式会社	東京都江東区青海二丁目4番24号	一般競争契約(簡易型総合評価)	415,560,240	409,320,000	98.4%	-	-	1	0	-	-

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は、「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は、「特例社団法人」をいう。